2 主な用語の説明

〇 世帯

世帯とは、調査基準日現在、同一住居又は同一敷地内の別棟に居住しており、かつ、生計を共にしている人(世帯員)の集まりをいう。

〇 世帯員

世帯員とは、調査基準日現在、この世帯に住んでいる人のほか、たまたま一時的に不在の人も含める。例えば、旅行中、入院中(長期療養中で医療機関に住民登録を移している人を除く。)及び船員などのように、生活の本拠はこの世帯におきながら、就業等の場所のみを移動している人は世帯員に含める。

ただし、単身赴任者(出稼ぎ者及び長期海外出張者を含む。)、遊学中、別居中、収監中のように、その生活の本拠を他の地に移している人は、たとえ、日常生活上の経済関係がある場合でも世帯員には含めない。

〇 家族類型

次のように分類した。

- 1 親と子
- 2 祖父母と親と子
- 3 祖父母と子
- 4 その他

なお、「祖父母と親と子」には、「祖父と親と子」「祖母と親と子」を含み、「祖父母と子」 には、「祖父と子」「祖母と子」を含む。

O 世帯類型(母子・父子世帯)

世帯の状況を世帯員の世帯類型により次のように分類した。

1 両親世帯

配偶関係のある男女とその男女に養育されている20歳未満の子供を含む世帯

- 2 ひとり親世帯
- (1) 母子世帯
 - ① 母子のみの世帯

死別、離別、その他の理由(未婚、非婚の場合を含む。)により、現に配偶者のいない女親と20歳未満の子のみによって構成されている世帯

② その他

母子以外の世帯員や20歳以上の子がいる世帯

- (2) 父子を含む世帯
 - ① 父子のみの世帯

死別、離別、その他の理由(未婚、非婚の場合を含む。)により、現に配偶者のいない男親と20歳未満の子のみによって構成されている世帯

② その他

父子以外の世帯員や20歳以上の子がいる世帯

〇 ステップファミリー

再婚等により血縁関係のない親子・兄弟などのいる家庭をいう。 ただし、本調査においては、子供から見た祖父母と父母の血縁関係は含めない。

〇 住居の種類

住居の種類は住宅の所有関係により次のように分類した。

- 1 持家
- (1) 持家(一戸建て)

世帯主又は世帯員名義の住宅で、1建物1住宅であるもの

(2) 持家(共同住宅)

分譲の民間共同住宅(マンション)や分譲の公社・公団住宅をいう。

- 2 借家・賃貸住宅等
- (1) 民間賃貸住宅(一戸建て)
- (2) 民間賃貸住宅(共同住宅)
- (3) 都市再生機構・公社等の公的賃貸住宅
 - (旧)都市基盤整備公団、住宅供給公社などの賃貸住宅をいう。
- (4) 社宅・公務員住宅等の給与住宅

勤め先の会社・官公庁や雇主などが所有又は管理している住宅(独身寮を含む)をいう。

- 3 間借り
- 4 その他

〇 就労の状況

調査基準日現在の就労の状況により、次のように分類した。

- 1 働いている
- (1) 主に仕事

主に仕事をしていた場合

(2) 家事などのかたわらに仕事

主に家事等をしていてそのかたわらに仕事をした場合

(3) 通学のかたわらに仕事

主に通学をしていてそのかたわらに仕事をした場合

- 2 働いていない
- (1)産休・育児休業中である

就業している人が妊娠出産休暇又は育児休業で仕事を休んでいた場合

(2) 病気等で休んでいる

就業している人が病気やけがで仕事を休んでいた場合。なお、「産休・育児休業中である」「病気等で休んでいる」というのは、職場に籍は置いているが、働いていない状態を想定している。

- (3) 仕事を探している
- (4) 家事·育児

主に家事・育児をしていた場合

(5) 通学 主に通学していた場合

(6) その他

〇 共働きの状況

就労の状況で「働いている」人と、「働いていない」人のうち「産休・育児休業中である」「病気等で休んでいる」人を「就業」、それ以外の人を「非就業」とし、以下のとおり分類した。

共働きである
父母とも「就業」である世帯

- 2 共働きでない
- (1) 父親のみ働いている 父が「就業」、母が「非就業」である世帯
- (2) 母親のみ働いている 父が「非就業」、母が「就業」である世帯
- (3) 両方働いていない 父母とも「非就業」である世帯

〇 従業上の地位

就業者の事業所における従業上の地位によって、次のように分類した。

1 自営業

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦など

2 会社・団体等の役員 会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの 役員

- 3 正規の職員・従業員 勤め先で一般職員あるいは正社員などと呼ばれている人
- 4 パート・アルバイト 就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」「アルバイト」又はそれ に近い名称で呼ばれている人
- 5 労働派遣事業所の派遣社員 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣される人
- 6 契約職員・嘱託

契約職員とは、専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある人、嘱託とは、労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

7 その他

〇 通勤時間

調査基準日現在、通常勤務している場所への通勤時間

〇 帰宅時間

通常の場合の帰宅時間(不定期の場合は、直前の勤務日の帰宅時間)

○ 1週間の就労日数

通常の1週間の就労日数で、勤務時間に関係なく、勤務している日数。

なお、隔週の週休2日(毎週日曜日と月2回土曜日が休みのような場合)は、「6日」とし、月3回週休2日の場合(毎週日曜日と月3回土曜日が休みのような場合)は、「5日」とする。

〇 1日当たりの実労働時間

就業規則などに定められている就業時間に関係なく、通常の場合の1日の実労働時間(不 定期の場合は、調査の直前の勤務日の実労働時間)。休憩時間は除く。

〇 世帯収入

その世帯の世帯全員の平成28年中に収入のあった総額。

収入には、賃金、給与、事業所得、家賃、地代や利子・配当金などの財産収入のほかに 仕送り、年金・恩給、社会保障給付金などが含まれる(単身赴任者からの給料等の送金は 仕送りに含める。)。

なお、賃金・給与は税金や社会保険料を控除する前の金額であり、事業所得は売上額から仕入額及び備品購入費等の必要経費を差し引いた後の金額である。

〇 世帯収入の種類

1 仕送り

仕送りには、単身赴任者を送り出している世帯などで、単身赴任をしている方の給与 振込口座から生活費等として毎月決まって引き出す場合も含む。また、現金だけでなく、 品物によるものも含む。

2 その他の社会保障給付金

ひとり親家庭への手当(児童扶養手当、児童育成手当)や医療保険(傷病手当金、出産手当金等)、労災保険(休業補償給付等)を指します。ただし、児童手当は含まない。

3 雇用保険

被保険者が失業中に受ける求職者給付や雇用継続給付(育児休業給付、介護休業給付等)、就職促進給付、教育訓練給付等を指します。

〇 地域

区南部・・・・・・・・・品川区、大田区

区西南部・・・・・・・・・・目黒区、世田谷区、渋谷区

区西部・・・・・・・・・新宿区、中野区、杉並区

区西北部・・・・・・・・・・・豊島区、北区、板橋区、練馬区

区東北部・・・・・・・・・・・・・・・荒川区、足立区、葛飾区

区東部・・・・・・・・・墨田区、江東区、江戸川区

西多摩・・・・・・・・・・青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、

日の出町、檜原村、奥多摩町

南多摩・・・・・・・・・・八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市

北多摩西部・・・・・・・・・・・・・・立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、

武蔵村山市

北多摩南部・・・・・・・・・武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、

狛江市

北多摩北部・・・・・・・・・・・・・・小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市

島しよ・・・・・・・・伊豆諸島

○ その他

調査票①「ことばの説明」を参照のこと。

3 東京都福祉保健基礎調査の実施状況(過去10年間)

年度	調査名	調査基準日	調査対象・客体数	調査事項
19	東京の子どもと家庭	H19. 10. 27	小学生までの子どもを 養育する世帯 4,800世帯 20歳未満の子どもを養育 するひとり親世帯 1,200世帯	「(2) 就学前の子どもがいる世帯(2) 育児休業制度 (3) 小学生の子どもがいる世帯(3) 子どもの看護休暇制度
20	障害者の生活実態	H20. 10. 15	身体障害者 4,000人 知的障害者 1,200人 精神障害者 800人	、 1 対象者の概況 6 施設入所 2 障害の状況、健康医療 7 地域生活と社会参加など
21	都民の健康と医療に関する実態と意識	H21. 10. 14	世帯 6,000世帯 世帯員 7,837人	1 世帯と世帯員の状況 2 健康と医療に関する意識 (1) 世帯の構成 (1) 食生活、運動など生活習慣 (2) 就業の状況 (2) 健診・がん検診などの受診状況 (3) 医療機関の受診状況 状況 (4) 住居の種類 (3) 医療情報について (5) 世帯の年収額 (4) がん医療・在宅医療・リハビリテーション医療 (5) 保健医療関連施策の認知度
22	高齢者の生活実態		65歳以上の在宅の高齢者 6,000ノ	1 調査対象者の概況 7 コミュニケーションについて 2 健康状態について 8 不安や悩み事について 3 医療について 9 社会参加について 4 介護保険制度について 10 就労について 5 認知症について 11 経済状況について 6 住まいについて 12 行政への要望について
23	都民の生活実態と意識 (福祉のまちづくり)	H23. 10. 11	世帯 6,000世帯 世帯員 9,481人	1 世帯と世帯員の状況 2 福祉のまちづくりに関する意識 (1) 世帯の状況 (1) ユニバーサルデザインについて 世帯の構成、住居の状況、(2) 住まい・外出先のバリアフリー 経済の状況 の状況について (2) 世帯員の状況 (3) 子育て支援・児童虐待について 保育・教育の状況、手帳の(4) ワークライフバランスについて 所持状況、就業の状況、手動(5) 障害者支援について け・見守りの状況 (6) 地域福祉について
24	東京の子供と家庭	H24. 10. 17	小学生までの子供を 養育する世帯 4,800世帯 20歳未満の子供を養育 するひとり親世帯 1,200世帯	1 世帯と世帯員の状況 (2) 公的機関の利用 (1) 調査世帯の概況等 (3) 育児休業制度 (2) 就学前の子供がいる世帯 (4) 子供の看護休暇制度 (3) 小学生の子供がいる世帯 (5) 子育てに関して感じること
25	障害者の生活実態	H25. 10. 16	身体障害者 4,000人 知的障害者 1,200人 精神障害者 800人 難病患者 1,200人	1 対象者の概況 6 施設入所 2 障害の状況、健康医療 7 地域生活と社会参加など 3 日常生活の状況 8 災害関係
26	都民の健康と医療に関 する実態と意識	H26. 10. 15	世帯 6,000世帯 世帯員 6,931人	
27	高齢者の生活実態	H27. 10. 14	65歳以上の在宅の高齢者 6,000人	
28	都民の生活実態と意識 (福祉のまちづくり)	H28. 10. 12	世帯 6,000世帯	